

## 刑法と道德との関係についての法倫理的考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2014-12-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 増田, 豊 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/16860">http://hdl.handle.net/10291/16860</a>

## 刑法と道德との関係についての法倫理的考察

増 田 豊

本研究は、法と道德との関係、とりわけ道德の本性を解明することを通じて、刑法解釈学の基礎理論を構築し、法倫理学的問題にアプローチすることを目指すものである。

さて、法（刑法）と道德との関係をどのように理解するか、あるいは理解すべきであるかという、法倫理学における基本的問題について論究する場合に、「法とは何か」という問題以前に、「そもそも道德とは何か」という問題、すなわち道德の本性に関する理論的な問題について探究することが何よりも肝要であろう。というのも、道德なるものは、宗教に由来し、その教義が経典の中に示されているようなものは別として、通常、制定法のように成文化されておらず、法概念以上に多義的で捉えどころのない様相を呈しているからである。

このような問題意識から、わたくしは、「道徳的实在論」に関わる基本的問題についてすでに包括的な検討を加えた。そこでの検討結果を踏まえて、相互主観的に構成・構築された事実／現実という視点から道德の問題について改めて探究することが必要であるとの結論に達し、そのためにはさらにジョン・サールの制度的事実の理論を検討し、道德を制度的事実として捉えることが重要である、と考えるに至った。

こうした考えは、ラファエル・フェルバーの「道徳的制度主義」の理論と結びつくことになり、このような理論的枠組に依拠して、わたくしは、道德理論の構築、さらには法と道德との問題についての考察を展開することが肝要である、との結論に至った。

また、道徳に関する基本的問題について考える場合には、いわゆる「普遍化原則」を論究の対象にしなければならないであろう。普遍化原則としては、例えばカントの定言命法が有名ではあるが、これについては種々の批判がないわけではない。しかし、普遍化原則の趣旨をどのように実現してゆくかという問題は、相変わらず道徳論として有用なものであると思われ、また道徳的制度主義の構想と結びつけて展開する可能性がある、と思われる。

このような理論的前提に依拠して、さらに法と道徳との関係について考察する際に重要な問題となるのは、「人権の哲学という問題」である。ユルゲン・ハバーマスが「人権というものは、同時に道徳と法の両方に向けられているヤヌスの顔を身につけている。」と的確に言い当てたように、いわゆる人権は、現代のリベラルで民主的な立憲国家にとっては、法と道徳との理念を形成する極めて重要な核心的部分であるとともに、まさに法と道徳とを接合する必要不可欠な規範的原理でもある、といえよう。こうした問題関心から、わたくしは、人権の規範的身分に関わる法倫理的な基本的問題についても検討を加えたのである。

以 上